

いわゆる共謀罪法案の提出に反対する会長声明

2016年（平成28年）9月11日

兵庫県弁護士会

会長 米田耕士

声明の趣旨

当会は、政府が新たに提出する予定とされる法案における「テロ等組織犯罪準備罪」の規定は、いわゆる「共謀罪」と同様の危険性があるため、同法案の提出に反対する。

声明の理由

1 政府は、2003年から2005年にかけて3回に渡り国会に提出しながらも廃案となったいわゆる「共謀罪」法案に関し、今般、これまでの「共謀罪」規定を「テロ等組織犯罪準備罪」規定へと改め、臨時国会に提出を検討している旨報じられた。

当会は、過去5度に渡り、「共謀罪」新設について反対する会長声明を发出しているところ、政府が新たに提出する予定とされる法案（以下「提出予定法案」という。）についても、いわゆる「共謀罪」法案と同様の危険があるため、同法案の提出に強く反対するものである。

2 いわゆる「共謀罪」の2003年の政府法案（以下「2003年の政府法案」という。）では、「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者」を処罰すると規定されていたところ、「団体」に限定がなく、「共謀」という概念自体が曖昧なものであることから、思想信条の自由、表現の自由、集会・結社の自由などの憲法上の根幹的な基本的人権に対する重大な脅威となる点が指摘されてきた。

今回、提出予定法案は、2003年の政府法案から、以下の点について変更が加えられている。

- (1) 「共謀罪」を「組織犯罪集団に係る実行準備行為を伴う犯罪遂行の計画罪」（略称「テロ等組織犯罪準備罪」）とした。
- (2) 「団体」から「目的が4年以上の懲役・禁錮の罪を実行することにある団体」（略称「組織的犯罪集団」）とした。
- (3) 犯罪の「遂行を2人以上で計画した者」を処罰する場合に、計画をした者によって、「犯罪の実行のための資金又は物品の取得その他の準備行為

が行われたとき」という要件を付した。

3 しかし、提出予定法案も、以下のとおり、処罰範囲を限定することはできず、思想信条の自由、表現の自由、集会・結社の自由などの憲法上の根幹的な基本的人権に対する重大な脅威となる。

(1) 「組織的犯罪集団」の定義に「目的」という主観的事実が含まれるため、「組織的犯罪集団」なる団体を客観的に特定・限定し、捜査機関の濫用規制を図ることは困難であり、結局、「目的」の存否は捜査機関の判断と運用に委ねられることとなる。

(2) また、「共謀」を「計画」に変更しているが、そもそも「計画」という刑法上の概念が不明確である上、犯罪の遂行に関する「共謀」も「計画」も、「犯罪の合意」であることに変わるところはない。

(3) さらに、「犯罪の合意」後に「準備行為」をもって処罰すると規定しているが、「準備行為」は、いわゆる予備罪・準備罪における予備・準備行為とは異なり、当該行為自体の危険性を要さないため、例えばATMからの預金引き出し行為など、市民の日常的活動を広く含むとされている。

したがって、提出予定法案においても、処罰範囲の限定は、結局、「団体」の「目的」の存否を判断する捜査機関の運用に委ねられることとなり、2003年の政府法案に比し、処罰範囲が大きく限定されると断ずることはできない。

4 2007年にまとめられた自由民主党の小委員会案では、いわゆる「共謀罪」の対象犯罪は約140から約200にまで絞り込まれていたが、提出予定法案は、2003年の政府法案と同様に実に600以上の犯罪を対象にした。

窃盗・詐欺や公職選挙法違反などの犯罪まで対象犯罪とされれば、今春に、対象犯罪を拡大し、通信事業者の職員立会要件を緩和した通信傍受法等により、市民の日常の会話や通信が傍受される可能性は格段に高まり、プライバシー権や通信の秘密といった基本的人権の保障との関係で深刻な対立を引き起こしかねない。

5 提出予定法案には、新たに「テロ対策」という目的が追加されているが、これまで「共謀罪」導入の根拠とされていた、国連越境組織犯罪防止条約（略称「パレルモ条約」）は、経済的な組織犯罪を対象としており、テロ対策とは本来無関係である。

テロ対策について、我が国は、テロ関連条約のうち、「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」を除く全てを批准しており、条約上の行

為を国内法で犯罪と規定しており，未遂に至らない段階からの処罰規定も整えているところである。

この点，現行法上，内乱・外患に関する予備・陰謀罪，殺人・強盗・放火・身代金目的誘拐に関する予備罪，凶器準備集合罪，化学兵器禁止法・サリン防止法・航空機強取等処罰法・銃砲刀剣類所持等取締法・資金提供処罰法・放射線発散処罰法等，多くの特別法において予備罪が既に設けられ，このような犯罪については新たな立法を待つまでもなく未然防止が可能である。

6 以上のとおり，提出予定法案の「テロ等組織犯罪準備罪」の規定では2003年の政府法案に比し，処罰範囲は十分に限定されておらず，却って，広範な対象犯罪の捜査のために，市民の多くの日常の会話や通信が傍受される危険性を否定できないなど，いわゆる「共謀罪」と同様の危険性がある。

よって，当会は，声明の趣旨のとおり，政府が新たに提出する予定とされる法案について，その提出そのものに反対する。

以 上